

第18回専門小委員会(8月3日開催)における主な議論について

「都と特別区に関する検討の視点」関係

- 区議会議員が50人という区がある中で、大選挙区制で選出される現行制度は、有権者も議員も全体を俯瞰することが難しいという問題があるのではないか。
- 住民自治の充実という点では、選挙制度だけではなく、地域自治区や地域協議会の活用など幅広く議論すべきではないか。
- 23区間の財政力格差が広がる中で、区に事務権限を移譲し、かつ特別区財政調整交付金の調整三税に占める割合を高めないためには、区域の再編が必要ではないか。
- 区の社会経済状況や歴史的経緯を踏まえると、人口規模だけを基準に、中核市や特例市と同様の事務権限の配分やそのための区の再編を考えるべきではないのではないか。
- 都が処理している事務を特別区が共同処理すればよいという考え方があるが、その際には民主的統制や効率性もよく考慮すべきではないか。
- 区へ事務を移譲する際には、区が共同処理するのではなく、都の事務のうち、まちづくりや都市計画など個別の区が担うべきものは何かという視点で考えるべきではないか。
- 区への事務移譲を考える際には、人口に加えて財政力にも着目する必要があるのではないか。
- 政令市に移譲されている事務のうち、広域性のある事務は区への移譲は難しいのではないか。一方、大都市地域での需要の大きさから政令市に移譲されている事務を区にも移譲する場合には、一定の専門性のある職員の配置が可能かどうかを考慮する必要があるのではないか。

- 区に移譲された事務においても、ゴミ処理や人事・勤務条件、国保などは、23区間の公平性や効率性を維持するために23区が共同処理等をしている。よって、区単位に事務移譲をする場合、他の市町村に事務移譲をするのと同様の効果は望めないのではないか。
- 23区全域での区域再編は難しいが、一部だけでも規模の適正化を図り、財政力や人口、面積の均衡をとることができれば、個別の区を前提とした事務移譲が進むのではないか。
- 事務の移譲に関し、全ての区に一律ではなく、いくつかの区で共同して事務を処理する仕組みを積極的に取り入れ、できることからやっていくべきではないか。
- 都市計画に関する事務については、人口減少や高齢化の進展を考えると、区へ権限移譲することは、特定の区に過度な商業集積や人口集積を促進する可能性が危惧されるのではないか。
- 区への事務の移譲対象を考えるには、都市計画全体で捉えるのではなく、区がまちづくりや環境施策を行う上で支障になっているものがないかという視点で個別に検討する必要があるのではないか。
- 都区協議会などを通じた都区間の調整について、調整がうまくいかない際に、何らかの仲裁的な制度を設けることも考えられるのではないか。
- 虐待などは地域の小さいところで発見されやすいものであり、より住民に身近な自治体が行うべきとの考えから、都より区が児童相談所の事務を行う方がよいのではないか。
- 児童相談所には、児童虐待の発見、通報といった機能と親権を奪うという侵害行政的な機能の両面の機能があり、事務配分に当たっても、2つの機能を分けて議論すべきではないか。